

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	政策調整会議
開 催 日 時	令和3年11月8日（月） 午前10時07分～11時17分
開 催 場 所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室
出 席 者	宮村市長公室長、毛利危機管理監、須田総務部長、清水市民環境部長、佐藤福祉部次長、麦田こども・健康部長、笠間都市建設部長、宇野審議監兼まちづくり推進課長、望月会計管理者、木村上下水道部長、村山議会事務局長、斎藤学校教育部次長、神頭生涯学習部長、太田監査委員事務局長、菅野同部主幹 （担当課1） 斎藤学校教育部次長兼教育総務課長、山本同課長補佐、大塚同課学校施設係長、岩崎教育管理課長、松本教育指導課長、長谷学校給食課長、 （担当課2） 菊島生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長、渡邊同課長補佐、佐久間同課専門員、西田同課スポーツ係長 （事務局） 関口市長公室次長兼政策企画課長、平間同課長補佐、松尾同課政策企画係長、大久保同課同係主事
会 議 内 容	1 朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について 2 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） （利用料金の改定及び時間区分の変更）
会 議 資 料	【資料1】 朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について 【資料2】 総合体育館の使用料等の改定（案）

会議録の 作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした 場合の当該電磁的記録の保存期 間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
その他の 必要事項		
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）		
<p>【議題】</p> <p>1 朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について</p> <p>【説明】</p> <p>（担当課1：斎藤学校教育部次長）</p> <p>朝霞市公立小学校の少人数学級への対応についての第2版の説明をする。</p> <p>第1版では、少人数学級への対応として、普通教室への転用を基本とし、教室不足が見込まれる第六小学校と第九小学校は増築により対応していくものとしていた。</p> <p>引き続き、増築について検討を行い、2版としてまとめている。</p> <p>目次として、2版では増築の規模、校舎増築場所等の検討、今後のスケジュールについてまとめている。</p> <p>2ページは増築の規模、必要な教室数となる。</p> <p>第六小学校は、推計から少人数学級の編成で不足が見込まれ対応しなくてはならない通常教室分を3教室、加えて特別支援学級分を2教室、その他普通教室への転用により機能を失った教室を復旧させる分を含め教育活動や学校運営に必要な教室分が5教室で、合計で10教室が必要であるとしている。</p> <p>第九小学校は、通常教室分を4教室、特別支援学級分を2教室、その他教育活動、学校運営に必要な教室分が2教室で合計8教室が必要であるとしている。</p> <p>次に、4ページの校舎の増築場所等の検討では、第六小学校の航空写真であるが、増築場所について考えられるa案からe案までの5つの案の位置を示した配置図である。</p> <p>第六小学校はグラウンド面積が約6,500㎡と狭い状況であることなどから、c案の正門通路とd案の体育館・プールの解体跡地の2案を、より実施が可能なものとして、比較検討を行った。</p> <p>5ページ、c案の正門通路に建設した場合だが、現時点の案では増築校舎は4階建て、</p>		

教室は12教室で、既存校舎とは2階から4階で接続し、1階の一部はピロティとする案となる。建設費は現在の試算で13億1000万円となっている。

このc案で、自校給食室の設置についても検討をしている。次の6ページ、整備をした場合、グラウンド面積が狭くなることや、自校給食室への食材等搬出入車両の動線確保に課題があるほか、建設費は20億3000万円となる。

7ページはd案の検討となる。d案は体育館とプールを取壊し、体育館跡地に増築校舎を、プール跡地に体育館を建設する案となっている。

増築する校舎は2階建て、教室は10教室分で既存校舎とは各階で接続案となる。建設費は13億5000万円となる。

d案の場合は、日影の規制があり、近隣住宅への影響を考え、整備案では2階建てとしている。

また、この案では、先ほどの建設費に加え、体育館が使用できない期間に総合体育館で授業等を行うための費用、プールがなくなることから、プール授業を他施設で行うなどの代替策とその費用が必要となるほか、体育館を取り壊すことで、令和2年度に体育館に設置したエアコン工事で活用した緊急防災減災事業債を一括で償還する必要もある。

また、この案での自校給食室については、日影規制により、調理場面積を確保することができず、また搬出入車両の動線を確保できないことから設置は難しい状況である。

以上のことから、c案で自校給食室を設置した場合、設置しなかった場合、d案の自校給食室を設置しない場合の3つを比較し検討した。

結果は9ページ、今回は国が定める少人数学級制度へ対応するため、令和7年度開始までに、第六小学校と第九小学校の2校を整備しなくてはならず、同時期に多額の財源が必要となり、本市の財政に大きな影響を及ぼすことから、できる限り建設費を抑える必要がある。また、第六小学校のグラウンドは約6,500㎡と狭小で、グラウンド面積をできるだけ確保した上で増築する必要があることから、第六小学校は建設費が抑えられ、グラウンドへの影響や課題も少ないc案（正門通路）で給食室を設置しないものが最善であるとした。

11ページは第九小学校の検討であるが、第九小学校の増築場所についてもa案からe案までの5つの案について検討を行っている。

この5案のうち、a案のグラウンドとc案の正門通路の2案をより実施可能なものと判断し検討した。

12ページは、まずa案のグラウンドとした場合である。現時点の案では増築校舎は4階建て、教室は10教室で、既存校舎とは1階から4階までそれぞれの階で接続するものとし、建設費は試算で10億4000万円となっている。13ページで自校給食室設置の検討をしているが、食材の搬出入と児童の動線が重なることから、設置は難しいものと判断している。

14ページはc案の検討となるが、この案の整備規模は、a案と同じになるが、既存校舎との接続は2階から4階となり、増築校舎1階は一部ピロティとなる。

c案で、自校給食室を設置した場合は、搬出入車両の動線を新たに確保する必要があるなど課題がある。建設費は自校給食室を設置しない場合は、12億7,000万円、設置した場

合は19億2,000万円となる。

以上の第九小学校のa案のグラウンドとc案の正門通路で自校給食室設置しない場合、設置した場合の3つの内容を比較検討した。

結果は16ページとなるが、第九小学校についてはグラウンド面積が十分であり、また、建設費が抑えられることから、a案のグラウンドが最善とした。

今後のスケジュールは17ページとなる。今回は2校が増築対象であるが、第六小学校は、市民会館側に新たに作る緊急車両の入口確保のための調整に時間を要することなどから、設計業務を先行することとした。

2校それぞれ最善とした案を基に、第六小学校は年度内から、第九小学校は令和4年度から設計事務を始め、令和5年度、6年度で増築校舎建設工事を実施したいと考えている。説明は以上。

【意見等】

(宇野審議監)

国の35人学級に伴う対応だと思うが、国庫補助の見込みはあるか。

(斎藤学校教育部次長)

国庫補助をいただける予定である。公立学校施設整備費負担金として、第六小学校は1億9000万円、第九小学校は8,600万円を現在の工事費で試算している。

(宮村市長公室長)

負担率は何パーセントか決まっているのか。

(大塚教育総務課学校施設係長)

負担率としては2分の1だが総事業費に対してではなく、算定方法としては学級数に応じた校舎の必要面積が国で定められていて、そこから現在の保有面積を引いたものに国の単価をかけたものに2分の1をかけた額となる。

(宮村市長公室長)

2ページでは第九小学校の増築する規模が8教室となっているが、12ページでは10教室となっている。ここはどちらが正しいのか。

(山本教育総務課長補佐)

注釈にもあると思うが、既存校舎との接続のため使えなくなる教室が出てくるので、それを補うため10教室となっている。

(宮村市長公室長)

そうすると増築する教室は10教室になるのか。

(山本教育総務課長補佐)

そのとおりである。

2ページについては、必要数を算出した表となっている。

(麦田こども健康部長)

資料の第1版から2版になったときに、必要教室数が増えているが理由はあるのか。

(斎藤学校教育部次長)

第六小学校についてだが、第1版では普通教室が5教室足りないと記載しており、第2

版ではその内訳を普通教室で3教室、特別支援学級で2教室と記載している。それ以外の教室として、教育活動や学校運営に必要な教室として5教室あり、計10教室増築すると記載している。

(麦田こども健康部長)

教育活動や学校運営に必要な教室というのが、35人学級に便乗しているのではないかと考えてしまう。

(斎藤学校教育部次長)

必要な教室数はこのとおりであるが、既存校舎との接続通路としなければいけない教室が出てくるため、それらを足している。

(麦田こども健康部長)

真に必要な教室を整備するためのものであり、多目的室などは増築するから作るのか、元々あったから作り直すのかどちらなのか。

(大塚教育総務課学校施設係長)

少人数学級はあくまでも通常学級が対象となるが、どちらの学校も増築校舎が出来るまで特別教室を転用して限界まで普通教室として使う予定である。不足する教室を整備するだけでは子どもたちの教育環境や学校運営に支障が生じるため、今回の増築において対応が必要となる。今後さらに精査していく。

(宇野審議監)

転用可能教室や特別教室を限界まで普通教室として使うため、増築する際に失った機能を戻すというイメージだと思うが他の学校との教育環境との差が出てしまうため、しっかり精査をした方がよい。

また、決定の中で環境より建築経費を重視しているので、そのあたりを踏まえて精査した方がいい。

(斎藤学校教育部次長)

整備する教室については、必要最小限とし、今後精査していく。

(宮村市長公室長)

学校運営に必要な教室の増築というのは、あくまでも35人学級を実現するために転用した教室を復活させるということによいか。

(斎藤学校教育部次長)

その通りである。

(笠間都市建設部長)

第六小学校と第九小学校以外で転用している教室についてはどうなるのか。

(斎藤学校教育部次長)

学校側とは調整済みである。今のところ、学校運営上必要な機能は残したままの転用で対応可能であるとのこと。

(清水市民環境部長)

第六小学校のC案について、ゆめばれすは日影が建築基準法不適合となっており、消防との調整がうまくいくのかどうか。

また、第六小学校とゆめばれすは段差があるため、緊急車両の通路としてどうなのか。

今後、土地を売却しようとした際に駐車場の部分は売れなくなってしまうところはどうなのかと感じた。

(齋藤学校教育部長)

消防には事前に確認をしていただいたが、あくまでも事前確認であるため、再度確認をする。段差については、スロープなどを設ける予定である。

(須田総務部長)

自校給食について補足した方がよいのではないかと。

市の方針として、改築の際に検討することになっていると記載した方がよいのでは。

また、教育活動や学校運営に必要な教室という文章中の表現を転用により一時的にその機能を失った教室を復旧させる分と改めた方がよいのではないかと。

(齋藤学校教育部長)

記述等検討する。

(須田総務部長)

第九小学校の自校給食設置についてだが、結局何食不足しているため設置が難しいのかが分かりづらい。

(齋藤学校教育部長)

記述等検討する

【結果】

指摘のあった内容については、必要に応じ修正し、庁議に諮ることとする。

2 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

(利用料金の改定及び時間区分の変更)

【説明】

(担当課2：菊島生涯学習部次長)

使用料の改定を行う理由については、平成22年の「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針」により、改定に関する方針が示されており、その後、令和元年の「使用料・手数料の見直し方針」では、「公共施設の改修または提供するサービスの変更等を行った場合に見直していくこと」を定めており、総合体育館については、利便性向上に向けた大規模改修を実施し、令和2年度に工事が完了したため、「基本方針」に基づき、算定を行い、使用料の改定を行うもの。

(1) 使用料等の改定の概要

1点目は使用料の改定となる。算定の結果、メインアリーナ及びサブアリーナの専用使用料については、現行使用料の約4.5倍から5倍となることから、「基本方針」に示されている激変緩和措置を適用することで改定率を1.5倍としメインアリーナ6,300円、サブアリーナ3,000円となる。

夜間区分の専用使用料は、今まで照明施設使用料相当分が含まれていたが、当該分は照明施設使用料として徴収することとする。これにより、夜間区分はメインアリーナ7,4

00円、サブアリーナ3, 500円となる。

2点目の会議室の専用使用料についてだが、照明施設のLED化に伴う電気料等を含めて算定を行った結果、午前1区分3時間、午後2区分各3時間を700円、夜間区分3.5時間を800円となる。これを現行の使用料と比較すると、午前及び午後は、現行の1.4倍、夜間は、現行の0.8倍となる。

夜間区分について、現行では、午前及び午後と比較して高い設定となっていたが、改正後は、1時間当たりの単価を午前、午後、夜間のいずれも同額で設定することとし、これにより、夜間区分については、減額となる。

3点目のトレーニング室、ランニング、個人開放、個人利用の個人使用料である。

算定の結果、現行の1.5倍以上となることから、激変緩和措置を適用することとし、改定率を1.5倍とし、改定後は一般・高校生150円、中学生以下70円、市外300円となる。

4点目のメインアリーナ・サブアリーナの照明施設使用料。

照明施設使用料については、新たに徴収することとなる夜間区分3.5時間に対応するため、単位を現行の1時間当たりから、30分当りに改める。照明施設のLED化に伴う電気料見込額とLED照明施設設置に係る費用の減価償却費により算定し、全面を1/2灯で使用した場合、メインアリーナは、現行の1時間当たりでは、「1,500円」から「500円」に、サブアリーナは現行の「500円」から「200円」に改定する。これにより、メインアリーナは、現行の0.33倍、サブアリーナは、現行の0.4倍となる。

(2) 使用区分の変更について

現行では午前と午後、午後と夜間の間に1時間の予備時間を設けているが、使用区分の有効活用を図るため、予備時間を廃止し、午後の区分を各3時間の2区分とすることとする。

(3) 施設附属設備使用料の変更

利用者からの要望が多数あることから、ビデオプロジェクターを一式1,000円、アンプセットを一式500円として新規で追加します。産業文化センターの附属設備料金、各市民センターの備品使用料と同額である。

また、県内の自治体の附属設備使用料の状況を確認したところ、机、椅子等を無料としている自治体が多いことから、長机を1脚50円、椅子を1脚50円貸していたところを無料とする。

【意見等】

(宇野審議監)

激変緩和措置という段階的に上がっていくものだと思うが、今回は上限を定めて止めるのか。

また、会場使用料は激変緩和措置で1.5倍にしているところだが、照明と併用した場合に例えばメインアリーナだと現行よりも安くなると思う。それでも激変緩和措置を適用する必要があるのか。

(菊島生涯学習部次長)

先に2点目について回答すると、専用使用料と照明使用料を足したら、1.5倍以上にならないのではないかとありますが、サブアリーナを使用される方の中では照明を利用しない方もいるため、その方法にはしなかったという経緯がある。

激変緩和措置については基本方針に従い、大規模改修等を行ったタイミングで使用料の改定をすることとしていて、かつ激変緩和措置もその基本方針に則って行っている。

(毛利危機管理監)

なぜ平成22年の基本方針で1.5倍を上限としたのか経緯を教えてください。
経費がかかるのであれば、その分上げていけば良いのではないかと思います。

(菊島生涯学習部次長)

基本方針は当時の消費税増に伴うものであった。そこから今まで改訂されていないのでその基本方針に従っている。

(宮村市長公室長)

仮に公共施設の使用料が2倍、3倍になってしまうと市民活動に支障が出てしまうため、上限を設けているものだと思う。

(神頭生涯学習部長)

1.5倍を撤廃できないかということ考えたが、今回の改定については基本方針を基に行っているため上限についても基本方針のとおりに進めることとした。

(毛利危機管理監)

その通りで良いと思うが、どこかのタイミングで見直した方が良いと思う。

(宮村市長公室長)

市民活動の継続性等を考えると1.5倍というのは適当な数字なのかなと思うが、全く検討の余地がない訳ではない。

(須田総務部長)

大規模改修に伴って使用料の改定となっているが、改修自体は少し前に終わっているはずだが、来年4月1日から値上げを行う理由を教えてください。

(佐久間生涯学習・スポーツ課専門員)

大規模改修は令和2年7月末で終わっているが、その中で電気設備のLED設置・冷暖房設備の設置をしたため電気料金が大幅に変わることが予測された。そのため1年間の電気料金の推移をみた上で使用料の改定を行うこととなった。

(須田総務部長)

使用区分についてだが、予備時間は今まで必要なものだからあったと思うが廃止して大丈夫なのか。

(佐久間生涯学習・スポーツ課専門員)

公社に確認をしたが、現時点でも着替えや掃除も含めて終了するということができているため、予備時間を有効活用した方がよいのではないかと考え提案した。

(須田総務部長)

他の施設との兼ね合いは、市の方針として大丈夫なのか。

(菊島生涯学習部次長)

現時点では他部署と調整はしていない。生涯学習部の中でも他の施設で予備時間がある

施設もある。他の施設の使用料の改定をする際には統一について検討したい。

(神頭生涯学習部長)

今後条例の改定も必要になってくると思うので、施設運営管理に関しては生涯学習部から提案していきたい。

(宮村市長公室長)

これについては政策企画課も一緒に進めていくものだと思う。

他の施設についてもそれぞれの部で検討してほしい。

(清水市民環境部長)

事前に市民会館や市民センターに確認をしたが、コロナ禍でもあり使用後の予備時間に職員が清掃をしている。使用率が100%であるなら枠を広げることでサービスの拡大となるが、そうではないため逆にサービスの縮小になってしまうのではないかと考えている。

(宮村市長公室)

原案のとおり、庁議に議案として図ること。

【閉会】